



北中城村告示第37号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき、景観計画を次のとおり定めたので、同法第9条第6項の規定により、告示及び公衆の縦覧に供する。

平成29年5月17日

北中城村長 新垣 邦男



1 景観計画の名称

(1) 北中城村景観計画

2 景観計画区域に定める区域

(1) 北中城村全域

3 縦覧場所

(1) 場所 北中城村役場 建設課 都市計画係（第二庁舎4階）

4. 景観計画の適用日

この計画は、平成29年7月1日より適用する。